

大垣市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月
大垣市教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	3
2. 目標	4
3. 計画の期間	5
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	5
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	11

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

令和7年6月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律が成立し、教育委員会は、文部科学大臣が定める指針に即して業務量管理・健康確保措置実施計画を策定することが義務付けられました。

教育職員の勤務状況を改善し、健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮して、生き活きと児童生徒の教育に邁進できるようにすることにより、教育職員の働きやすさと働きがいとを両立し、学習指導要領において目指されている理念の実現に向けてよりよい教育を行うため、学校における働き方改革が急務となっています。

本計画は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき、教育委員会、学校、地域、保護者など教育に関わる全ての関係者が学校の現状や課題を共有し、それぞれの権限と責任に基づき、相互に連携・協働しながら、取組を実施し、検証及び改善を重ねていくことを目的として策定するものです。

(2) 本市の現状

○本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりです。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月35.7時間	29.4%	1.9%
中学校	月36.2時間	34.2%	5.9%

(含…小学校：義務教育学校前期課程、中学校：義務教育学校後期課程)

○本市における働き方改革に関わる主な取組

- ・令和3年度 スクールロイヤー制度導入
- ・令和4年度 医療的ケア児就学支援事業開始
- ・令和5年度 部活動地域展開事業開始（構想策定）
- ・令和6年度 スクールサポートスタッフ配置（29名）
 県域統合型校務支援システム導入
- ・令和7年度 インターネットバンキング導入
 スマイルサポートチーム設置
- ・令和8年度 学校徴収金システム導入
 はぐくみサポーター増員（19名）
 教科担任制支援講師配置（18名）

○リフレッシュデーの設定（週2回）、学校閉庁日の設定、ICT機器の活用推進などの取組により、時間外在校等時間は一定程度縮減されていますが、依然として月45時間を超える教育職員が小学校（義務教育学校前期課程を含む）で約3割、中学校（義務教育学校後期課程を含む）で約3割存在し、月80時間を超える教育職員も小・中学校・義務教育学校を合わせて約3.5%存在しています。

○授業準備や成績処理に加え、保護者対応などに時間を要することが少なくなく、業務の分担の見直しや適正化、デジタル技術の活用推進、支援スタッフの配置拡充などを図ることによって、教育職員の業務に教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要です。

2. 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおりです。

（1）時間外在校等時間に関する目標

本市では、令和11年度までに以下の数値目標を達成することを目指します。

	現状 (R 6年度)	中間目標 (R 9年度)	最終目標 (R 11年度)
1ヶ月時間外等時間が45時間以下の教育職員の割合	小学校 70.6% 中学校 65.8%	小学校 88.6% 中学校 86.8%	小学校 100% 中学校 100%
1年間における1ヶ月時間外在校時間の平均時間	小学校 35.7時間 中学校 36.2時間	小学校 32.2時間 中学校 32.3時間	小学校 30時間 中学校 30時間
1ヶ月時間外在校等時間が80時間を上回る教育職員の割合	小学校 1.9% 中学校 5.9%	小学校 0.8% 中学校 2.3%	小学校 0% 中学校 0%

（2）ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

教育職員の心身の健康確保や教職の魅力向上のため、以下の目標を設定します。

目標項目	現状 (R 6年度)	中間目標 (R 9年度)	最終目標 (R 11年度)
ストレスチェックにおける高ストレス者の割合	11.2%	10.5%	10%

教職員アンケートにおける「時間や心にゆとりをもって子どもたちに向き合っていると感じる教員の割合」の肯定的回答割合	63.7%	73.8%	81.2%
--	-------	-------	-------

3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度（4年間）

本計画は4年間の期間を設定しますが、毎年度、実施状況の検証と見直しを行い、PDCAサイクルを確実に回すことで、着実な改善を図ります。各年度の具体的な取組内容と達成目標を明確にし、学校における働き方改革が着実に進展していることを関係者が実感できるものとします。

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組みます。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

◆登下校時の通学路における日常的な見守り活動等(「3分類」①関係)

- ・保護者、地域住民による通学路の見守り活動の体制を推進します。
- ・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進します。
- ・各学校において、児童生徒が登校すべき時間は、教育職員の所定の勤務の開始時刻より後に設定するよう推進します。

◆放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応(「3分類」②関係)

- ・放課後から夜間における見回りについては、警察や青少年育成市民会議等が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととします。
- ・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有し、児童生徒の指導に関し、緊急の措置が必要な特別の場合を除き、学校による対応を行わないこととします。

◆学校徴収金の徴収・管理(公会計化等)(「3分類」③関係)

- ・給食費については、公会計化及び給食センターによる徴収の実施に向けた検討を行います。
- ・教材費等については、ネットバンキング及び学校徴収金システムの導入を受け、その効率的な運用の支援を行います。

◆地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等(「3分類」④関係)

- ・各学校において、PTAや青少年育成市民会議、地域の自治会等との連携を推進します。
- ・地域行事等への児童生徒の参加に伴う連絡調整については、PTA役員や地域の自治会長等が中心になって行うよう働きかけます。
- ・学校との連絡調整については、教頭に責任や負担が集中しないよう、教務主任や地域連携担当教員等、教職員間の適切な役割分担を行います。
- ・将来的には、地域学校協働活動推進員の配置について調査研究を進めます。

◆保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応(「3分類」⑤関係)

- ・学校が弁護士等の専門家を活用できる「スクールロイヤー制度」を継続し、当該苦情等に対応します。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◆調査・統計等への回答(「3分類」⑥関係)

- ・校務支援システムの機能等を活用し、デジタル技術の活用による負担軽減を図りつつ、教育職員の専門性に深く関わるものを除き、事務職員が中心となって回答する体制を推進します。

◆学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理(「3分類」⑦関係)

- ・当該業務を学校のおいて行う場合は、事務職員等が積極的に参画しつつ、必要に応じてICT支援員を活用します。

◆ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理(3分類⑧関係)

- ・教育委員会と民間事業者が連携を図りながら、保守・管理に努めます。
- ・ICT支援員の巡回頻度を維持し、教育職員の負担軽減を図ります。

◆学校プールや体育館等の施設・設備の管理(3分類⑨関係)

- ・教育職員は授業等に付随して行うべき日常点検を中心に担うものとし、学校プールや体育館等の管理業務については、市の関係部

局とも連携しながら、外部委託について調査研究します。

◆校舎の開錠・施錠（3分類⑩関係）

- ・機械警備やデジタル技術で当該業務の効率化を図る設備の導入、職員間の役割分担を見直し、教頭等の特定の職員に責任や負担が集中しない環境を整備について調査研究します。

◆児童生徒の休み時間における安全への配慮（3分類⑪関係）

- ・休み時間の時間帯の特徴に応じた安全点検等の必要な措置を予め行った上で、学級担任等の特定の教師のみが対応するのではなく、地域住民等の支援を得つつ、学校の職員等の輪番等による負担軽減を促進します。

◆校内清掃（3分類⑫関係）

- ・学級担任等の教育職員は児童生徒に対する指導を中心に担うものとし、地域住民等の支援を得つつ、校内清掃の実施回数や範囲の合理化等による負担軽減を促進します。

◆部活動（3分類⑬関係）

- ・令和8年度から令和10年度までの3年間で、原則、休日の全ての部活動の地域展開を段階的に実現します。
- ・平日の部活動については、スポーツ庁及び文化庁が定める「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」に基づき、活動時間等の適正化を図ります。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◆給食の時間における対応（3分類⑭関係）

- ・給食時に特別活動として行う食に関する指導については、栄養教諭又は学級担任等が実施します。
- ・給食時における児童生徒の見守りについては、児童生徒の発達の段階を踏まえつつ、学級担任のみならず、教育職員等による緊急時に備えた組織的な体制を構築した上で、実施します。その際、地域の実情に応じて教員業務支援員（スクールサポートスタッフ）等を活用することで、負担軽減を推進します。

◆授業準備（3分類⑮関係）

- ・教材等の印刷や物品等の準備その他の補助的な業務については、教員業務支援員を引き続き全校に配置し、中心となって行う体制を継続・強化します。

- ・授業準備におけるデジタル技術の活用を促進し、デジタル教科書・教材、授業支援アプリケーション、共有ドライブの活用等を推進します。

◆学習評価や成績処理(3分類⑯関係)

- ・採点作業や宿題の提出状況の確認その他の補助的な業務については、教員業務支援員等が補助する体制を推進します。
- ・校務支援システムの機能拡充や自動採点システムの活用等により、デジタル技術の活用を推進します。
- ・入学者選抜に係る類似の業務についても、デジタル技術の活用等による負担軽減を推進します。

◆学校行事の準備・運営(3分類⑰関係)

- ・修学旅行、その他の学校行事に係る関係機関との日程調整、物品の準備等の業務について、教師と事務職員及び教員業務支援員等との協働を促進するとともに、必要に応じ、業務委託その他の方法について調査研究します。
- ・必要に応じ、旅行業者への業務委託その他の方法も検討します。

◆進路指導の準備(3分類⑱関係)

- ・生徒の卒業後の就職先に関する情報収集等について、教師と事務職員及び教員業務支援員等や、市の関係部局(ハローワーク等)における就職に関する専門人材との協働を促進します。

◆支援が必要な児童生徒・家庭への対応(3分類⑲関係)

- ・児童生徒の課題の状況に応じ、養護教諭のほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医療的ケア看護職員(特別介助員)、特別支援教育支援員(はぐくみサポーター)、医療もしくは福祉に関する専門人材又は日本語指導に係る支援員等による効果的な支援が期待される業務について、これらの人材と教師との協働を促進します。
- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加を推進し、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築します。
- ・教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する研修を実施し、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担の下、支援を行うことのできる体制を構築します。
- ・不登校児童生徒への対応にあつては、教育支援センター(適応指導教室)の機能強化や校内教育支援センター(校内サポートルーム)支

援員等による効果的な支援を促進します。

- ・市の関係機関(福祉部局、保健センター等)に対して、これらに必要な体制の確保に積極的に参画するよう促します。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図ります。

ア 教育課程の工夫

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で必要最小限な時数となるよう設定します。
- ・年間授業週数の実態に応じて1日及び1週間当たりの授業時数を平準化し、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出観点から、教育課程の見直しを行います。
- ・始業日の設定に当たっては、教育課程の編成・実施に係る年度当初の準備の負担の観点にも留意します。

イ 学校行事の精選・統合

- ・学校で行われる学校行事を、それぞれの教育的価値を踏まえ、精選又は統合します。
- ・学校で行われる学校行事を、学校評議員会における協議等を経て、地域・保護者の理解を得ながら見直しを進めます。

ウ 日課表の工夫

- ・授業時数の見直しと併せて、放課後に行われる児童生徒の活動時間(補習及び部活動を含む)を教育職員に割り振られた勤務時間内に適切に設定するなどの工夫を行います。
- ・清掃時間・頻度の見直しや、朝活動の見直し等、当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直しを行います。

エ 校務DXの加速化

- ・デジタル技術を活用した校務の効率化を推進します。
- ・校務支援システムの機能拡充、汎用クラウドサービスの活用、自動採点システムの活用促進等により、職員間における情報共有のデジタル化やサービス管理などの校務を効率化します。

オ 職務経験が少ない教育職員のサポート体制の整備

- ・職務経験が少ない教育職員が担当する授業時数を抑制するとともに、メンター制度の導入やOJT研修の充実により、他の教育職員からの

助言その他の支援を得られやすい体制を整備します。

カ 勤務時間外の外部対応を抑制する環境整備

- ・教育職員が所定の勤務時間外に外部からの電話等に対応する必要のない環境を整備します。
- ・勤務時間外の留守番電話機能や電話の録音機能を全校に設置します。
- ・保護者や地域への周知を徹底し、理解と協力を得ます。

キ 学校評価における働き方改革の視点の導入

- ・学校評価の結果に基づき学校運営の改善を図るに当たっては、当該措置を講ずることが在校等時間の長時間化につながらないようにするため、当該措置が本実施計画に適合するものとなるようにします。
- ・学校評価の項目に、学校における教育職員の時間外在校等時間の縮減状況、適切な校務分掌の状況、校務のデジタル化に向けた取組状況、教育課程の工夫の状況、保護者・地域住民等との連携の状況などを含めることを推奨します。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組みます。

ア 医師による面接指導の実施

- ・1ヶ月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に対し、医師による面接指導を実施します。

イ 勤務間インターバルの確保

- ・終業から始業までに11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組みます。

ウ ストレスチェックの実施と職場環境改善

- ・50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進します。

エ 相談窓口の設置

- ・心身の健康問題についての相談窓口を紹介するとともに、必要に応じて産業医等による助言・指導を受け、又は教育職員に産業医等による保健指導を受けるよう促します。

オ 年次有給休暇の取得促進

- ・年次有給休暇について、まとまった日数の連続取得を含めて、その取得を促進します。

- ・長期休業期間中の学校閉庁日を設定し、休暇取得を促します。

カ 定時退校日・学校閉庁期間の設定

- ・リフレッシュデー（定時退校日）を週2日以上設定するよう推進します。
- ・長期休業等の期間中に5日間以上の一斉閉校期間の設定を推進します。学校ごとに期間の延長も可能とします。

キ 早出遅出勤務・テレワーク等の環境整備

- ・早出遅出勤務、テレワークその他の柔軟な働き方を推進するための環境整備を図ります。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

(1) 取組の実施状況の把握と公表

- ・取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を毎月把握し、毎年度、大垣市教育委員会のホームページで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告します。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、ストレスチェックの結果及び教職員アンケートから把握します。

(2) 個別の学校への支援・指導

- ・教育委員会において、各学校の状況を毎月確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施します。
- ・特に、以下の学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施します。
 - 時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校
 - 業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校
 - 勤務間インターバルの確保率が低い学校
 - 月80時間を超える教育職員が複数いる学校
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けに県教育委員会が主催するマネジメント等に関する研修への参加を促進します。

(3) 総合教育会議を通じた連携・協働

- ・総合教育会議において、本計画の実施状況や課題について報告し、市長部局との連携を強化します。

(4) 地域・保護者への周知・広報

- ・保護者、地域の理解を促進するため、市長部局と連携し、保護者や地域の各自治会、青少年育成市民会議、PTA連合会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行います。
- ・具体の項目について協力を得られるよう、学校だより、市の広報紙、市教育委員会ホームページ、教育委員会だより等を活用して、丁寧な説明を行います。

(5) 学校における取組の推進

- ・各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップの下、学校評議員会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施します。
- ・学校経営計画の重点に「働き方改革」を位置付け、学校評価を活用し、PDCAサイクルを回しながら、継続的な改善を図ります。
- ・各学校における改善事例を収集し、教頭会、教務主任会等を通じて事例交流会を実施し、好事例を横展開します。

(6) 計画の見直し

- ・本計画については、毎年度、実施状況を検証し、必要に応じて見直しを行います。
- ・国の指針の改正や法令の改正、社会情勢の変化等に応じて、適宜、計画の見直しを行います。

(7) 国・県との連携

- ・国や岐阜県教育委員会が実施する、働き方改革に関する調査や研修等に積極的に参加し、好事例の収集や情報交換を行います。
- ・国や県の補助事業等を活用し、支援スタッフの配置充実や校務DXの推進等を図ります。
- ・岐阜県教育委員会から示される「働き方改革プラン」や「コンプライアンスハンドブック」に基づく取組と連動させます。

本計画を着実に実行し、すべての子供たちへのよりよい教育を実現するため、教育委員会、学校、地域、保護者が一体となって、学校における働き方改革を推進してまいります。

【問合せ先】

大垣市教育委員会事務局 学校教育課
〒503-8601 岐阜県大垣市丸の内2丁目29番地
電話：0584-47-8034